



市指定文化財（天然記念物）の解除について

【strong point/ここが言いたい！】

令和8年9月30日（水）の秩父市教育委員会定例会において、下記のとおり文化財の指定を1件解除しました。

今回の指定解除により、秩父市の文化財は、国（40件）・県（56件）・市（195件）の、合計291件となります。

■種別・名称 秩父市指定天然記念物
蓼沼のクワ（たでぬまのくわ）

■所在場所 秩父市大野原2844番地

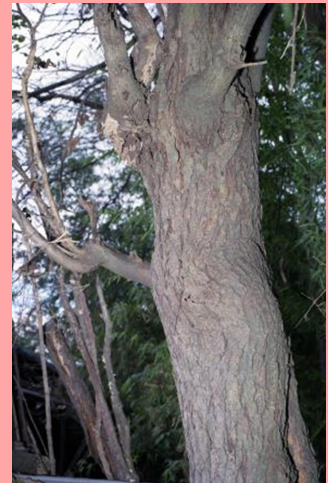
■文化財の詳細

品種名は多胡早生（たごわせ）と言い、享和年間（1801～1804）に群馬県多胡村（現・群馬県高崎市吉井町）で産出された品種と思われる。

推定樹齢約200年で、秩父地方の養蚕発達史上からも貴重な資料である。

■指定解除の理由

樹木の枯死により、秩父市文化財保護条例第6条の規定にある「文化財としての価値を消失した」ため。



旺勢時の「蓼沼のクワ」

教育委員会文化財保護課

担当者：伊藤

☎0494-22-2481

FAX：0494-23-9295

